

## 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準同注解」の新旧対照表

番号	現行項目	現行	改訂後
1	注解 14	<p>&lt;注 14&gt; 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の規定により、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</p> <p>(4) 省略</p>	<p>&lt;注 14&gt; 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>「第 8.7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の規定により、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u></p> <p>(4) 省略</p>
2	注解 55	<p>&lt;注 5.5&gt; 重要な会計方針の開示について <u>(新設)</u></p>	<p>&lt;注 5.5&gt; 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 <u>重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>(2) <u>表示方法の変更を行った場合には、その内容</u></p> <p>(3) <u>会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容、及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂後
		<p><u>1</u> 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続<u>並びに表示の方法</u>をいう。</p> <p><u>2</u> 会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営費交付金収益の計上基準</li> <li>(2) 減価償却の会計処理方法</li> <li>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準</li> <li>(4) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準</li> <li>(5) 有価証券の評価基準及び評価方法</li> <li>(6) たな卸資産の評価基準及び評価方法</li> <li>(7) 債券発行差額の償却基準</li> <li>(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</li> <li>(9) 未収財源措置予定額の計上基準</li> <li>(10) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</li> </ul> <p><u>3</u> なお、重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前項による記載の次に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></li> <li>(2) <u>表示方法を変更した場合には、その内容</u></li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2</u> 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p><u>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営費交付金収益の計上基準</li> <li>(2) 減価償却の会計処理方法</li> <li>(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準</li> <li>(4) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準</li> <li>(5) 有価証券の評価基準及び評価方法</li> <li>(6) たな卸資産の評価基準及び評価方法</li> <li>(7) 債券発行差額の償却基準</li> <li>(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</li> <li>(9) 未収財源措置予定額の計上基準</li> <li>(10) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> 表示方法とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、</p>

番号	現行項目	現行	改訂後
		(新設)	<p><u>科目配列及び報告様式が含まれる。</u></p> <p><u>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</u></p>
3	注解 60	<p>&lt;注 60&gt;運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1),(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のため支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p>	<p>&lt;注 60&gt;運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1),(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のため支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p>

(別冊)「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」の新旧対照表

番号	現行項目	現行	改訂後
1	第6 減損額の会計処理	<p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注10）</p> <p>(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 「<u>第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注10）</p> <p>(2) 「<u>第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>(3) 「<u>第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。</p>